

## 使用料・手数料の改定等について

1. 前回(平成12年4月1日)の一斉見直し以降、積算の基礎となる物価等に大きな変動がないことから、下記のような事情があるものを除き、原則据置

国の手数料の標準に関する政令の改正等により改定等を行うもの  
・高等学校授業料      ・保育士試験手数料      など 3件

他県や同種の施設等との均衡を図るため改定等を行うもの  
・高等看護学院授業料      ・高等技術校寄宿舎使用料  
・建築士事務所登録証明手数料      など 4件

分析依頼項目の新設や分析方法の変更等により改定を行うもの  
・しまねの味開発指導センター分析手数料  
・性判別処理手数料      など 11件

平成14年度包括外部監査の指摘を受けて減価償却費を算入するもの  
・農業試験場分析手数料      など 40件

【増収額】 27,800千円 (使用料:22,500、手数料:5,300)

2. 学校週5日制や障害者の社会参加の促進等に配慮し、県立施設の料金区分や減免基準を見直し

料金区分及び減免の取扱いについて、小・中・高の取扱いを統一

障害者の施設利用に係る減免について、対象施設を拡大し、減免率を原則として、本人5割、介護者10割に取扱いを統一

# 改定の主なもの

## 1. 高等学校授業料・受講料 (島根県立高等学校等条例)

地方財政計画の改定に合わせて授業料・受講料を引き上げ、H16入学生から適用

区 分	改定前	改定後	備 考
全日制・専攻科(年額)	111,600円	115,200円	改定率3.2%
定時制(年額)	24,000円	25,200円	全日制・専攻科改定率に準拠
通信制(2単位まで)	800円	830円	〃
(加 算)	190円	200円	〃

## 2. 高等看護学院授業料 (島根県立高等看護学院条例)

他県や県内の他の看護師養成施設の状況を踏まえて、3年間で段階的に引き上げ、H16入学生から適用

区 分	改定前	改定後	激変緩和措置
松江高等看護学院(年額)	33,000円	42,000円	(H16)36,000 (H17)39,000
石見高等看護学院(年額)	66,000円	84,000円	(H16)72,000 (H17)78,000

## 3. 高等技術校寄宿舎使用料 (島根県立高等技術校条例)

県立大学や短大の状況を踏まえて、2年間で段階的に引き上げ、H16入寮生から適用

区 分	改定前	改定後	激変緩和措置
松江高等技術校(月額)	-	2,000円	(H16)1,000
出雲高等技術校(月額)	-	7,000円	(H16)3,500

## 4. 保育士試験手数料 (島根県手数料条例)

標準額令の改正に伴い改定

・ 手数料の額 1件あたり 8,900円 12,700円

## 5. 解体業、破砕業許可申請手数料 (島根県手数料条例)

標準額令の改正に伴い新設

・ 手数料の額 1件あたり (解体業) 新規：78,000円 更新：70,000円  
(破砕業) 新規：84,000円 更新：77,000円  
変更：75,000円

## 6. 建築士事務所登録証明手数料 (島根県手数料条例)

他県で徴収している状況を踏まえて、新設

・ 手数料の額 1件あたり 500円 (建設業者証明手数料と同額)

## 7. 性判別処理手数料 (島根県畜産試験場条例)

牛の受精卵の性判別処理技術の向上による引き下げ

・ 手数料の額 1件あたり 21,700円 18,800円